

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	吉永 隆記（よしなが たかのり）
○学位の種類	博士（文学）
○授与番号	甲 第1087号
○授与年月日	2016年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	中世後期における荘園制の展開と在地領主
○審査委員	（主査）美川 圭（立命館大学文学部教授） 杉橋 隆夫（立命館大学文学部特別任用教授） 三枝 暁子（立命館大学文学部准教授）

<論文の内容の要旨>

本論文は、日本の中世後期に展開した「荘園制」について、14世紀と16世紀、2つの画期に着目しながら分析したものである。中世後期の荘園制をめぐっては、これまで、「室町期荘園制論」に代表される、幕府権力による荘園の「再編」に着目した研究が進められてきた。こうした動向に対し、本論文は、幕府ではなく「在地領主」の活動に着目することにより、「再編」の内実をより詳細にするとともに、彼らが「在地」ばかりでなく都市京都にも基盤を有し、都鄙関係を軸として戦国期に至るまで荘園の維持に寄与し続けていたことを明らかにすることによって、中世後期荘園制論を新たなステージへと押し上げている。

本論文の構成は、以下のようになっている。

序章 本論の視角と課題

第一部 室町期の荘園制と在地領主

第一章 寺社本所領荘園の再編と在地地主—祇園社領丹波国波々伯部保を素材に—

第二章 在地領主の所領支配と室町幕府

第二部 戦国期の荘園制と在地領主

第一章 戦国期荘園と国人領主—備中国新見庄と新見氏—

第二章 国人領主の在京活動—備中国新見氏と御蔵職—

第三章 戦国期の御料所経営にみる都鄙関係—荘官の動向から—

終章 総括と課題

まず序章においては、①本論文が在地領主と京都との関係に着目して中世後期の荘園制

を論じるものであること、②「中世後期」の荘園制を「室町期」と「戦国期」の二つの時期に分けてみていくこと、の二点が確認されている。そのうえで、この二点にかかわる研究史の整理がなされている。具体的にはまず①について、従来の「在地領主制論」・「守護領国制論」が中世後期荘園制の「解体」を前提に展開されてきたことの問題点が指摘されている。すなわち、黒川直則氏がかつて提起した「国人領主制論」と、近年提起され始めている「中間層論」とをうまく接合させながら、中世後期荘園制を見通すことの重要性が指摘されている。また②については、「室町期荘園制論」が主として幕府および守護の「再編」に力点をおき論じられていることに対する疑問が呈されるとともに、「解体」か「存続」かをめぐり見解の分かれている戦国期荘園の実態をより丁寧に分析していくことの重要性が指摘されている。

以上の課題を受け、第一部では、室町期の荘園制の実態を、在地領主の動向に着目しながら明らかにしており、その具体的な場として祇園社（現在の京都・八坂神社）の荘園であった丹波国波々伯部保が取り上げられている。まず第一章では、丹波国波々伯部保が、11世紀に、祇園社の重要社領としての位置付けを与えられながら立荘されたこと、現地支配を担ったのが「下司職」波々伯部氏であり、やがて波々伯部氏が「開発領主」を名乗るようになり、鎌倉末期から所領の「一元化」を進めつつあった領主祇園社と対立するに至ったことが確認されている。そして対立の過程において、在地領主波々伯部氏が室町幕府の守護との連携を強めたため、領主祇園社も室町將軍家との結びつきを強め、これに依存せざるを得なくなっていたことなどを明らかにしている。そのうえで、在地領主の動向が、荘園の支配構造の「再編」を規定していたと結論づけている。

続く第二章では、その後の波々伯部保の動向について分析がなされている。具体的には、祇園社の一円支配が達成されつつあるなか、波々伯部氏が波々伯部保を「押領」をしていたこと、その「押領」を正当化する力を有する守護の軍勢催促に呼応し、守護の被官となっていたこと、押領した所領のさらなる維持をはかるため、領内に室町將軍家の祈願寺となる「極楽寺」を建立し、所領を「祈願寺領」として経営の安定化につとめていたことなどを指摘している。そのうえで、こうした在地領主の自立的活動が、荘園の支配構造の「再編」に影響したことを、改めて確認している。

以上のように、第一部が、南北朝～室町期の荘園支配の内実を問題にしていたのに対し、第二部は、戦国期に時代を下らせ、その後の荘園制の展開過程を追っている。ここでは、第一部で扱った波々伯部保と同じ丹波国の荘園のほか、西国備中の新見庄が取り上げられ、丹波・備中両国の在地領主が、いかなる活動をし、結果、いかに荘園を「存続」させていったかが明らかにされている。まず第一章では、備中国新見庄の在地領主新見氏が、鎌倉期に領家方／地頭方に二分されていた新見庄において、地頭としての系譜をもつ「国人領主」であったこと、戦国期には地頭方代官を務めていたばかりでなく、領家方の代官にも補任されるに至っていたことが指摘されている。そして、在地土豪の「三職」や有力百姓の台頭によって、領主東寺による領家方支配がままならぬ状況にあるなか、新見氏は常態

化する戦乱のもとで、しだいに三職らを配下に置くことに成功していったことが明らかにされている。これと並行して新見氏は、荘内に買得等を通じて「本領」を集積するなど、権益確保のための、独自の動きも見せていたが、東寺への年貢京進は怠らなかったため、結果的に東寺領荘園としての新見庄は戦国期においても維持されていたとしている。

続く第二章では、上記のように東寺領荘園の代官として在地で活躍した新見氏が、一族の一部を京都に住ませ、「出先機関」を設けることで、東寺ばかりでなく守護細川氏さらには朝廷ともつながりを有することで、代官としての権益にとどまらない権益を有していた事実を指摘している。特に、在京新見氏が、朝廷の蔵人所の小舎人となり、鉄や鋳物師の支配にかかわる「御蔵職」を得ていたことは、新見庄が産鉄地であり、鉄を扱う商人の行き来する地であった事実とあいまって、重要な意味をもっていたと指摘している。

三章では、新見庄の新見氏と同じく、戦国期に一族間で都鄙にまたがる活動をし、結果荘園の「存続」という状況をもたらした、丹波国桐野河内村の在地領主高屋氏について考察している。具体的には、桐野河内村が武家領荘園としての位置付けをもつ「幕府御料所」であったこと、高屋氏はそこで「公文」として荘務を担いつつ、丹波国の守護細川氏とも結びつき、押領した所領の「本領」化に成功していたことを明らかにしている。そして、細川氏の内紛を受け、桐野河内村が幕府政所伊勢氏の支配下となった後も、高屋氏は引き続き公文として在地経営を担うとともに伊勢氏の被官となっていたこと、一方で、一族の一部を在京させ金融活動をも展開していたこと、彼らが政所伊勢氏の管轄する土倉・酒屋として「土倉酒屋役」を納めることにより、幕府財政をも支えていたこと、さらには伊勢氏の支配を受けながら京都の治安維持活動を行っていたことなどを明らかにしている。

以上の考察を受け、終章においては、これまで述べてきたことを整理しつつ確認し、展望と課題が述べられている。具体的には、第一部の考察をふまえ、室町期荘園制論の注目する荘園の「再編」が、幕府・守護ばかりでなく、在地領主の動向に規定されながら進行していったことが確認されている。また、第二部の考察をふまえ、戦国期の在地領主が代官や荘官として在地支配を強化し、戦国期荘園制を維持していく役割を果たす一方、京都に進出しながら荘園制の枠組みを超える活動をも展開していた事実が確認されている。そして室町期の荘園制と同様に、戦国期の荘園も、在地領主の在地支配を前提に、その経営が維持されていたことを強調している。そのうえで、「国家的体制としての荘園制」がはたして戦国期においても存続していたといえるのかどうか、戦国期の荘園と大名領国との関係はいかなるものであったのかなど、中世後期の荘園「制」のありようや、その終焉の過程について、さらなる分析が必要であるとの見通しを述べ、稿を終えている。

<論文審査の結果の要旨>

「荘園制」は、日本中世の国制や土地所有・生産様式等を分析する重要な視角として、戦前から注目され、豊富な研究蓄積を有している。しかしながらその多くは、「立荘」論に代表されるように、主として中世「前期」に焦点をあてたものであり、中世「後期」荘園

制論が本格化していくのは、1990年代以降のことである。このようななか、本論文は、中世後期荘園制論の一つの到達点をなす伊藤俊一氏の「室町期荘園制論」を批判的に継承しつつ、それと必ずしも有機的に接合されてこなかった戦国期荘園研究にも目を向け、中世後期荘園制論の精度を高めている。分析にあたり、「守護」ではなく、「国人」や「荘官」を構成する「在地領主」に着目するという視角や、「在地」ばかりでなくそれと「京都」との関係に目を向け、都鄙関係を軸に荘園制を捉え直そうとしている視角が設定されている点は、本論文の独自性を担保しているばかりでなく、分析の結果明らかとなった事実とあわせ、本論文の画期性をよく示すものである。

とくに、「室町期荘園制論」の重視する室町幕府・守護による荘園制の「再編」を、在地領主の主体的な動きに着目しながら分析し直すことにより、在地社会の変動に強く規定されながら展開した「再編」であったことを明らかにしている点は、丹念な事例研究に裏打ちされ説得力がある。また、戦国期の在地領主が在地と京都とを結ぶ人的ネットワークを形成しながら、在地支配を維持・強化していたとの指摘も、戦国期荘園の研究が都市京都をも分析の射程に据えて進められねばならないことを明確化している点で重要である。このことはまた、戦国期の「都市」京都の研究も、「荘園制」研究とリンクしながら研究されていく必要を意味しており、本論文の画期性は、「荘園制」という枠組みをこえ、ひろく中世社会論の展開に波及していくことが予想される。

ただし、「中世後期」荘園制の分析に終始するあまり、従来議論されてきた「中世前期」荘園制論と本論文で指摘されている事実とがどのように切り結ぶか明確でない点は、本論文のいう「荘園制」の定義の曖昧さとあいまって問題である。また、本論文における「在地領主」の重視という視角は、これまで展開されてきた「在地領主制論」・「領主制論」の焼き直しと捉えられかねず、本論文が従来の研究とどのような点で異なるのか、より丁寧な説明が必要である。

以上のような問題点はあるものの、これらの問題が全体の論旨に大きく影響することはなく、「再編」と「都鄙関係」を軸に中世後期荘園制を見通している本論文の内容には十分説得力がある。今後、本論文の成果が、新たな荘園制論ひいては中世社会論として学界で広く認知されていくよう、研究のいっそうの精緻化に期待したい。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公開審査は2015年12月24日（木曜日）17時から19時まで、末川記念会館第2会議室で行われた。審査委員会は、本学大学院文学研究科人文学専攻博士課程後期課程の在学期間中における学会発表や査読雑誌への論文掲載をはじめとする様々な研究活動、また公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

以上、論文審査、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第18条第1項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。